

ここが等しく、平行だよ。」

P<sub>1</sub> 「この図は、2つの三角形がきっと合同だよ。  
合同ならOAとODは等しくなるから。」

P<sub>2</sub> 「そうだな。本当に合同かどうかわからぬが  
もし合同なら、結論が成り立つね。合同になるこ  
とを言えばいいんだ。」

P<sub>1</sub> 「そうすると、ABとCDは等しい。この角は  
対頂角だから等しい（∠AOB=∠DOC）。  
AOとODも等しいぞ。」

P<sub>2</sub> 「そこは赤色で結論だから使ってだめだよ。」

P<sub>2</sub> 「この角とこの角は同じだ。」

P<sub>1</sub> 「どうしてだい。」

P<sub>2</sub> 「だって、こことここが平行だから錯角になっ  
ている角は等しいから。」

P<sub>1</sub> 「それじゃ∠Bと∠Cも等しい」

P<sub>2</sub> 「そうすると合同条件のどれかな。」

P<sub>2</sub> 「まず、3辺による合同はだめ。等しい辺はこ  
とここだから……」

P<sub>1</sub> 「わかった。1辺と両端の角だよ。」

P<sub>2</sub> 「じゃ、整理してまとめるよ。」

ここで、話し言葉に近いものでよいから、ノート  
に簡単に証明をメモさせることもよいと思われる。

T 「じゃ、発表してもらいます。じゃP<sub>2</sub>君。」

……P<sub>2</sub>の発表例（黒板の前で図を見ながら）  
「この2つの三角形が合同ならば、こことここ  
は等しくなります。2つの三角形は、1辺と  
両端の角がそれぞれ等しいので合同になります。

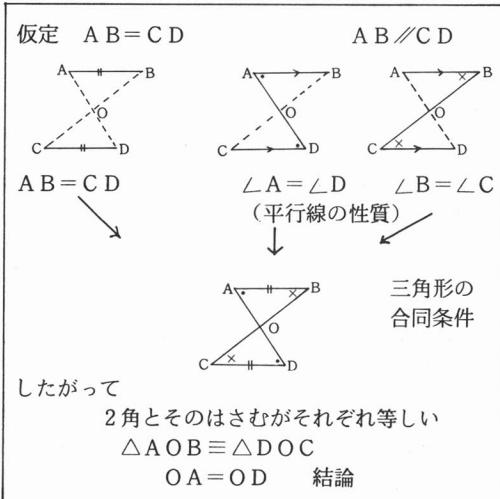
それは、こことここが等しく、この角とこの  
角、あと、この角とこの角が等しいからです。  
だから、合同になったから等しいです。」

P<sub>3</sub> 「∠Aと∠D, ∠Bと∠Cが“平行線の錯角”  
で等しいと理由を言った方がいいと思います。」

P<sub>4</sub> 「P<sub>2</sub>君の証明は正しいのですが、こことここ  
か、この角とこの角のような言い方でなく、せっ  
かく図に記号がついているのだから、その記号を  
使って言った方がよいと思います。」

生徒の発表をそのままの表現で板書し、どう述べ  
ればわかりやすいか、または、P<sub>4</sub>のような指摘はな  
ぜ大切なのかについて話し合わせる。

T 「それでは、この証明がどんな图形の基本性質  
を使って成り立っているのか、そのしくみを図示  
してみましょう。」



上のように証明のしくみを図示することにより  
合同条件を適用した推論の過程が明確になり、証  
明を簡単にわかりやすく表現するには、どのよう  
な順序で表現することがよいか明らかになる。

口頭で述べさせる指導の留意点は、最初は話し  
言葉に近いもので、図を指示しながら、推論の  
筋道を正しく言えるようにする。次に図の記号な  
どを用いて、「この三角形AOBとこの三角形DOC  
において」のような数学らしい表現をさせ、  
証明の形を整えていくように指導する。

以上述べたように、第二、三段階において、論証  
する能力を育てておけば、次の第四段階の証明の記  
述では、生徒が自信を持って学習にとりくみ、証明  
を書くという表現能力が高まるものと考えられる。

#### 4. おわりに

証明問題ができたときの喜びは、格別のものがあ  
るような気がする。そんな気持ちをひとりでも多く  
の生徒に味わいさせたいと思う。それには、生徒が  
自ら考えて証明をしようとするような魅力ある証明  
指導をしていかねばならないと考える。今後、生徒  
の学習意欲を高め、証明する能力を一層伸ばすよう  
な指導法の工夫・改善が望まれるところである。

#### 参考文献

中学校指導書 数学編

文部省

教材研究のすすめ

佐藤俊太郎 明治図書

図形とその指導

日本数学教育会編 明治図書

図形と論理

石谷 茂 啓林館